幌延町プレミアム付商品券事業 概要

【購入対象者について】

- 〇 商品券購入対象者となるのは、次の(1)、(2)に該当する方です。 ※両方の購入対象者に該当する場合は、両方の条件でそれぞれ商品券の購入が可能です。
 - (1) 令和元年度市町村民税が課税されていない方
 - ① 平成31年1月1日(基準日)時点で幌延町に住民票がある方
 - ② 幌延町の住民基本台帳に記録されている方(※)
 - ③ 令和元年度分の市町村民税(均等割)が課税されない方ただし、以下の場合は対象外です。
 - ・あなたを扶養している方が令和元年度分の市町村民税 (均等割) が課税 されている場合
 - ・生活保護制度の被保護者となっている場合
 - 中国残留邦人等に対する支援給付の受給者である場合
 - ・国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費の受給者である場合
 - ・ハンセン病療養所非入所者給与金(援護加算分)の受給者である場合
 - ※下記に該当する方は、扶養関係に関わらず対象となる可能性があります。
 - ・配偶者からの暴力を理由に避難されており、現在幌延町にお住まいの方(DV被害者)
 - ・児童福祉施設に入所している児童等で、現在幌延町にお住まいの方
 - ・障害者や高齢者で虐待を受け、入所等の措置が採られている方で、平成31年1月1日時点の 住民票所在市区町村が幌延町の方
- (2) 小さな乳幼児のいる子育て世帯主
- 〇 平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれたお子さまがいる世帯の世帯主の方で、かつ、お子さまの誕生日に応じた基準日時点で住民票が幌延町にある方

※お子さまの誕生日と基準日

お子さまの誕生日	基準日
平成 28 年 4 月 2 日から令和元年 6 月 1 日	令和元年 6 月 1 日
令和元年6月2日から令和元年7月31日	令和元年7月31日
令和元年8月1日から令和元年9月30日	令和元年 9 月 30 日

【申請について】

- 〇 申請方法は、次の2種類です。
 - ① 窓口申請方式:申請書を幌延町の窓口に提出

- ② 郵送申請方式:申請書を郵送により幌延町に提出。
- ※申請期限:令和元年12月20日(金曜日)【当日消印有効】

<代理による申請・受給>

- 支給対象者に代わって申請が行えるのは、次のいずれかの方となります。
 - ① 平成31年1月1日時点での支給対象者の属する世帯の世帯構成者
 - ② 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)
 - ③ 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている方等で幌延町長が特に 認める方

【商品券について】

- 〇 1 冊あたり 5,000 円分(500 円×10 枚)の商品券を 4,000 円で販売します。販売(購入)対象者 1 名(子育て世帯主については、対象となる子どもの人数分)につき、最大 5 冊まで購入できます。
 - ※販売額 4,000 円 (5,000 円分) を 5 回に分けて購入することもできます。
 - ※使用期間を過ぎた商品券はご使用いただけません。
 - ※商品券は返品・交換ができません。

【商品券利用までの流れ】

- (1) 令和元年度市町村民税が課税されていない方
- ①申請書を提出【令和元年9月2日から令和元年12月20日まで】
- ②幌延町にて申請書の受付・審査
- ③幌延町から購入引換券を郵送
- ※引換券がお手元に届きましたら、引換券・商品券購入のための現金・本人確認書類を持って、 商品券販売所で商品券を購入ください。
- ④商品券を購入【令和元年10月1日から令和2年1月31日まで】
- ⑤商品券の利用【令和元年10月1日から令和2年2月29日まで】
- (2) 小さな乳幼児のいる子育て世帯主
- ①購入引換券の送付【令和元年9月下旬~】
- ※購入引換券の交付申請は不要です。
- ※引換券がお手元に届きましたら、引換券・商品券購入のための現金・本人確認書類を持って、 商品券販売所で商品券を購入ください。
- ②商品券を購入【令和元年10月1日から令和2年1月31日】
- ③商品券の利用【令和元年10月1日から令和2年2月29日】

【その他】

- 〇 購入引換券は再発行できませんので、大切に保管してください。
- ご不明な点がありましたら、以下の問合せ先までお問い合せください。

幌延町企画政策課企画政策グループ

電話:5-1114 告知端末機:5-8814